

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

神奈川県市町村職員退職手当組合
組合長



第 22 条第 1 項
神奈川県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例 第 22 条第 2 項 の規定に基づき、退職
第 22 条第 3 項
手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命
じます。

なお、この処分に不服がある場合には、この命令書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、
神奈川県市町村職員退職手当組合長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、この命令書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、神奈川県市
町村職員退職手当組合退職手当を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、
この命令書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して
1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。)。ただし、審査請求をし
た場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、
処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

金

円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)		円
(神奈川県市町村職員退職手当組合退職手当支給条 例 失業者退職手当額)	第 22 条第 1 項 第 22 条第 2 項 の規定に基づき控除される 第 22 条第 3 項	円

様式第 39 号（裏面）

（退職をした者の氏名）

（退職手当の受給者の氏名）

（懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められる理由）

（神奈川県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例第 17 条第 1 項及び第 22 条第 6 項に規定する事情に関し勘案した内容についての説明）

備考 不要の文字は、抹消すること。